

2014年2月14日
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

2014/02/14 特別部会「たたき台」に対する意見

はじめに

作業部会のたたき台作成に向けたこれまでの努力は多とするが、たたき台の検討にあたっては、第一に、当部会が設置された理由に立ち戻って部会の立ち位置を、第二に、私たちが策定した「基本構想」の精神を、それぞれ再確認する必要がある。

第一については、本部会は、村木委員の事件における大阪地検の一連の衝撃的な事態が発足の重要な契機であることを改めて確認しなければならない。村木事件の衝撃的な事態に直面して、まず「検察の在り方検討会議」（以下「検討会議」）は、検察が「本検討会議を通して示された国民の声に真摯に耳を傾けること」を願うとし、検察の再生とは「『公開性』、『透明性』などが求められる社会の風を肌で受け止め、自ら未来志向で検察の果たすべき使命・役割、検察の『正義』とは何であるのかを問い直すこと」であるとした。その上で、「捜査・公判の在り方については、被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点から、取調べの可視化を積極的に拡大すべきである」とし、さらに「捜査における供述調書を中心としてきたこれまでの刑事司法制度が抱える課題を見直し、制度的にも法律的にも解決するための本格的な検討の場が必要である」とされて、本部会が設置されたことを再確認すべきである（「 」はいずれも、検討会議提言「検察の再生に向けて」の「はじめに」）。

第二の点については、基本構想は「当部会に求められているものは、（中略）現在の刑事司法制度が抱える構造的な問題に的確に対処した、新たな刑事司法制度を構築すること」とし、かつそれらは「国民の健全な社会常識に立脚したものでなければならない」「制度の内容等が明確化され、国民に分かりやすいものとなることが望ましい」とした（「基本構想」3－4頁）。

以上のとおり、新たな制度の検討に当たって私たちが留意すべきは、第一に、本部会は村木事件への反省・再発防止から出発していること、第二に、新たな制度構想は、国民の声に耳を傾け国民の健全な社会常識に立脚するものであること、そして第三に、それらは「公開性」「透明性」そして「説明責任」が実現できるものであること、と言えよう。

たたき台の検討にあたっては、上記の経緯と趣旨が尊重されなければならない。

第1 取調べの録音・録画について

1 取調べの録音・録画に関する基本理念等

取調べの録音・録画制度の導入について「検討会議」は、「捜査・公判の在り方については、被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点から、取調べの可視化を積極的に拡大すべきである」と明確に指摘した（検討会議「検察の再生に向けて」の「はじめに」）。また当部会の「基本構想」も、「供述証拠の収集が適正な手続の下で行われるべきこと」「適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」こと、「このようなことをより確かなものにする観点から、被疑者取調べの録音・録画制度を導入する」という理念を掲げた（「基本構想」4頁）。

すなわち、録音・録画制度の導入の目的は「被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する」こと、取調べが「適正な手続の下で行われるべきこと」にあり、制度の内容は、捜査段階の供述が「任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とすることである。

2 たたき台について

以上の検討会議の提言及び「基本構想」の基本理念に鑑みて、たたき台の制度構想を検討する。

(1) 基本的制度構想について

以上の理念・趣旨から考えれば、原則としてすべての事件の取調べについて録音・録画が実施されるべきである。考えられる制度概要の第2は、弁解録取を除いて、取調官に録音録画を行うかどうかについて裁量権を与えるものであるが、これでは「検討会議」が「被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点から、取調べの可視化を積極的に拡大すべきである」とした趣旨、「基本構想」が取調べの録音・録画導入の理念とした、取調べが「適正な手続の下で行われるべきこと」、録音・録画は捜査段階の供述が「任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とすべきとした趣旨が活かされないことは明らかである。

したがって、制度構想としては「第1 一定の例外事由を認めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度」とすべきである。

(2) 対象とすべき事件

検討会議が「被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点から、取調べの可視化を積極的に拡大すべきである」とした趣旨、「基本構想」が、取調べが「適正な手続の下で行われるべきこと」、録音・録画は捜査段階の供述が「任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とすべきとした趣旨に照らせば、対象事件を裁判員裁判対象事件に限定する理由はない。これらの趣旨に照らせば、原則として、すべての事件の被疑者取調べに適用すべきである。本部会が村木事件の反省の上に立つならば、村木事件が対象事件から除外されるような制度構想は間違っている。

また、被疑者の身体拘束の有無によっても区別すべきではない。黙秘権が自由な意思で放棄され、供述が自由な意思に基づいて行われたことを明らかにすること、取調べが適法・適正に行われたことの説明責任は、被疑者が身体拘束を受けているかどうかによって変わらないはずである。

ただ、実現可能性の現実的観点から、段階的な実施が必要であるとするならば、制度の発足時には、裁判員裁判対象事件で身体拘束を受けている被疑者に加えて、最低限、検察官取調べに関しては、身体拘束の有無を問わず、すべての事件を対象とすべきである。繰り返すが、検察は、「国民の声に真摯に耳を傾け」「『公開性』、『透明性』などが求められる社会の風を肌で受け止め、自ら未来志向」で制度改革に臨まなければならない。

(3) 録音・録画の例外について

録音・録画の例外はできるだけ制限的に設けられることが必要である。とりわけ、被疑者や弁護人が録音・録画を希望した場合には、仮に第1の2に該当するとしても、例外とすべきではない（機器の故障の場合でもICレコーダー等で対応すべきである）。

(4) 実効性の担保について

録音・録画制度が導入される趣旨が、被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点、また取調べが「適正な手続の下で行われるべきこと」、録音・録画は捜査段階の供述が「任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とすべきである以上、実効性を担保するためには、「第1の4のA案」が採用されるべきである。これまでの実務では、任意性の判断が複雑かつ困難であり、問題を残してきたといわれている。この際、供述の証拠能力（任意性）の判断が客観的に行えるように、基準を客観化すべきであり、録音・録画の義務に違反した場合には、当該供述を公判では検察側の証拠とし

ては利用できないようにすべきである。利用できないということが、供述の証拠能力を否定するのか、立証・認定を制限するのかは、どちらでもよい。

(5) 参考人取調べについて

参考人については、「基本構想」でも、「被疑者取調べの録音・録画制度についての具体的検討結果を踏まえつつ、必要に応じて更に当部会で検討を加える」とされている（「基本構想10頁」）。

この論点を議論する上で、忘れてならないのは、本部会発足の契機となった村木事件である。村木事件でも、被疑者の取調べもさることながら、参考人の取調べの在り方、とりわけ検察官取調べの在り方が問題となったという。取調べに際して参考人はいつでも退去できる権利が保障されているのであるから、参考人が自由な意思で退去できる権利を放棄し、自由な意思で供述したことについては、取調官が説明責任を果たすべきこと、被疑者と同様である。したがって、参考人についても全過程の録音・録画が行われるべきである。

ただ、実現可能性の現実的観点から、段階的な実施が必要であるならば、制度の発足時には、少なくとも、検察官取調べについては、全事件について、参考人も録音・録画の対象とすべきである。これは、検察官作成の参考人調書が、特に信用すべき状況の立証が行われた場合に特別の地位を与えられている現行法（刑訴法321条1項2号）と整合するし、何よりも村木事件への反省と再発防止の観点からも必要に要請されるであろう。

第2 証拠開示について

1 「基本構想」の基本理念等

証拠開示について「基本構想」が示した理念は、「被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現する」ために、「幅広く収集された証拠が適切に開示され、防御活動にも十分に生かされるようにする」「公判前整理手続における証拠開示の適正な運用に資するための方策について具体的に検討を行う」というものであった（「基本構想」5頁）。この点についても、検察の在り方検討会議が提起した検察の再生の中身が併せて考慮されるべきである。繰り返せば、検討会議は、検察の再生とは「『公開性』、『透明性』などが求められる社会の風を肌で受け止め、自ら未来志向で検察の果たすべき使命・役割、検察の『正義』とは何であるのかを問い直すこと」とした。

証拠開示は、公判前整理手続において争点・証拠の整理を行うためにも重要な手続的制度であるが、それにとどまらず、公正・適正な公判手続が行われるための重要な手続的制度である。ここでも証拠開示の主体である検察官は、訴

追する以上、国民が求める公開性、透明性、公正性を確保し、未来志向で新しい制度を構想すべきである。

なお、当部会において、これまでこのテーマについては、現行の証拠開示制度との整合性が研究者委員から強く主張されてきたが、本部会は「新時代」のあるべき制度を検討する部会であり、問題点も指摘される現行制度との整合性から出発することには違和感がある。国民の声を受けて新時代の検察の正義を問い直すことが出発点であるべきである。

2 たたき台について

(1) 証拠の一覧表の交付制度

ア 公判前整理手続との関係

以上の趣旨・理念に立つならば、リスト開示は、公判前整理手続が実施された場合だけに限定されるのはおかしい。本来、訴追側は、自らの訴追が公正なものであることの説明責任を果たすために、透明性を確保すべきだからである。ただし、飽くまで公判前整理手続の制度とリンクさせるのであれば、後述のとおり、被告人・弁護人に公判前整理手続の請求権を認めるべきである。

イ リスト開示の時期

リストの開示の目的は、「被告人側が証拠開示請求をするに当たっての『手がかかり』を与え、証拠開示請求を円滑・迅速ならしめる」（たたき台）ためであるから、リスト開示の時期はできるだけ早い時期が望ましく、たたき台「A案」が妥当である。

ウ リストの記載内容

リスト開示の上記目的によれば、リストの記載内容には、弁護人が開示請求すべき証拠を発見できるような情報が含まれていなければならない。村木事件では、現在の証拠開示制度の下で、問題となったフロッピーディスク自体の存在は分からなかったという。また、関係者から事情を聴きながら、供述調書にせずに捜査報告書の形で記録化することもあるとのことである。そこで記載内容としては、「B案」が妥当である。

(2) 公判前整理手続の請求権

公判前整理手続に付することの最も重要な効果は、証拠開示制度を利用できることである。証拠開示制度は、争点・証拠の整理のみならず、公正・適正な公判手続を実現するために重要な制度であるから、必要的に付される裁判員対象事件以外にも、被告人・弁護人に公判前整理手続に付する請求権を認めるべきである。

またこれを却下する裁判所の裁定に対しては、適正手続を保障する観点から、

不服申立の制度を併せて設けるべきである。したがって、**A案**が相当である。

なお、もし請求権を認めないのであれば、証拠開示制度は適正手続実現のための重要な制度であるから、公判前整理手続から分離して制度化すべきである。

(3) 類型証拠開示の対象拡大

検察官の客観性、手続の透明性・公正性を確保すべき趣旨からは、**A案**が相当である。たとえば、捜査官の筋書きに沿わない供述を調書にせず、捜査報告書などにまとめておくことがあるとのことであるからである。

(4) 再審請求事件の証拠開示

再審請求事件について、現在、公判前整理手続においてのみ認められている証拠開示制度、特に、類型証拠開示制度と主張関連証拠開示制度と同様の証拠開示制度を創設すべきである。

昨今の再審無罪事件では、裁判所の勧告によって新たに開示された証拠が、被告人の無罪に結びついたケースが複数報告されている。このことは、国民から見れば、検察官は、被告人の無罪に結びつく証拠を裁判所に提出していなかったことになる。このようなことが国民の検察に対する期待・信頼に沿うものとは到底言えないことは説明を要しないであろう。

再審を請求する元被告人に対する有罪判決は正当であると検察官が主張するのであれば、正当であるとの説明責任を透明な手続で果たすべきである。そうすることによって、検察の正義を国民も納得するであろう。

以 上